

第2 水田支援(スマート農業)

1 補助対象および補助率

補助対象となる機械等	事業費	補助上限	補助率
①スマート農業機械 自動操舵装置および同装置を搭載する機械本体、土壌センサー搭載型可変施肥田植機等、収量コンバイン、ドローン、栽培管理システム、草刈機(自立走行式またはリモコン式に限る)等の機械 ②導入する上記①に装着して利用する機械 ③導入する上記①および②の格納に必要な施設等 ※これ以外に県(農林総合事務所長等)がスマート農業機械と認めたものも補助対象にできる。	500千円 ～	18,000 千円	1/2 以内

2 採択要件等

- (1)目標年度における付加価値額(農業収入から費用を控除した額をいう。ただし、人件費は費用から除くものとする。以下同じ。)を現状値より拡大することが確実であること。
- (2)目標年度までに以下のいずれかの目標の達成が確実であること。
 - ①経営面積を現状値より20%または10ha以上拡大する。
 - ②労働時間を現状値より10%以上削減する。
- (3)導入等する機械が、ロボット技術や情報通信技術(ICT)等の先端技術を活用した機械(労働力不足の解消等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれることに限る。以下「スマート農業機械」という。)であること(導入等する機械に装着して利用する機械、導入等する機械の格納に必要な施設等を含む。)
- (4)導入等する機械等が既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更新)するものではないこと。